

令和 3 年 3 月 31 日
農林水産省 E B P M 推進会議決定
令和 3 年 7 月 1 日 改正

令和 3 年度 農林水産省 E B P M 取組方針

E B P M（合理的根拠に基づく施策の立案）については、新たな食料・農業・農村基本計画（令和 2 年 3 月 31 日閣議決定）のほか、骨太の方針等においても推進する旨が明記されている。さらに、昨年秋の E B P M 推進委員会や秋のレビューの取りまとめ結果においても、有識者等から、E B P M の今後の推進についての方向性が示されたところである。E B P M の実践は、政策の立案能力や説明能力を高めていく上でも極めて重要である。

このため、これらを踏まえ、令和 3 年度は当省における E B P M の取組を一層推進することとする。

1. E B P M の実践的取組

（1）取組対象

以下の①～④の事業を対象とする。単独で取り組みにくい事業については、複数の事業、法制度等をセットとして取り組むことも可能とする。その際、全体の中の当該事業の役割や位置付けは分かるようにする。

- ① 新規要求事業（官房要求時点の全て）（官房要求以降に生じた概算要求額 10 億円以上の新規事業も含む）
- ② 官房要求額 10 億円以上の継続事業
- ③ 令和 3 年度概算要求時点で要求額 10 億円以上かつ新規要求であった継続事業
- ④ 令和 3 年度の公開プロセス対象事業の選定に係る「行政事業レビュー外部有識者会合」の対象事業

なお、行政事業レビューの対象外の事業は除外することとするほか、上記④に該当する場合を除き、以下の（ア）～（カ）は除外可とする。

- （ア）外交的判断で意思決定されており、原局レベルで代替案を検討することができない事業（国際機関への拠出金等）
- （イ）既に効果が上がっている害虫駆除など、効果が明確で進捗管理を行えばよく、代替案を検討する余地が少ない事業
- （ウ）研究開発
- （エ）システム開発事業
- （オ）調査事業
- （カ）独立行政法人の運営費交付金

(2) 取組の進め方

①ロジックモデルの作成

各局庁は、現状把握・課題設定を適切に行い、インプットからアウトカム（初期、中期、長期）、インパクトに至る道筋を矛盾や飛躍がないようにロジックモデルを作成する。また、アウトカム指標の妥当性を確認する。

②政策立案総括審議官・内閣官房行政改革推進本部事務局の参考人合同ヒアリングの実施

各局庁がそれぞれ1事業ずつ選定したロジックモデルを対象として、適切なアウトカムの設定や効果分析の手法について助言を得るため、政策立案総括審議官・内閣官房行政改革推進本部事務局の参考人合同ヒアリング（非公開）を実施する。

③ロジックモデルの予算要求プロセスへの活用

各局庁は、省内外の予算要求プロセスにおいて、作成したロジックモデルを必要に応じて活用する。また、要求内容等の変更があった場合には、適宜修正する。

④ロジックモデルの公表

令和4年度予算の概算要求時点において、以下の事業については、ロジックモデルをレビューシートと併せて公表する。なお、これらの事業については、翌年度以降もロジックモデルを作成・公表する。

- ・概算要求額10億円以上の新規事業

- ・令和3年度概算要求時点で要求額10億円以上かつ新規要求であった継続事業

この他、(1)④の事業のうち、公開プロセス対象事業については、公開プロセス時及び行政事業レビューシートの最終公表時においてロジックモデルを公表する。なお、当該事業については、翌年度以降もロジックモデルを作成・公表する。

⑤ロジックモデルの点検及び事業効果の分析

広報評価課及び各局庁は、調査委託費を用いて、適宜ロジックモデルを点検する。さらに、3事業程度を対象として、統計的な手法等を用いて事業効果の分析を実施する。効果分析を実施した事業については、結果を次年度以降に活用する。

実践的取組のスケジュール（予定）

時期	新規事業・継続事業 (①～③)	行政事業レビュー 外部有識者会合対象事業 (④)
2月～	・各局庁において、ロジックモデルを随時作成	
3月下旬～	・広報評価課において、ロジックモデルを確認	
5月		・行政事業レビュー外部有識者会合 ・事前勉強会
	・ロジックモデルを予算課に提出	
6月	・政策立案総括審議官・参考人合同ヒアリング（各局庁原則1事業、庶務課、統計部、農林水産政策研究所同席）	
		・公開プロセス 【対象事業のロジックモデル（令和3年度予算ベース）を公表】
7月～	・調査委託費を用いてロジックモデルの点検・事業効果を分析	
8月	・各局庁において、ロジックモデルを概算要求ベースに適宜更新 ※省内の予算プロセスの過程で概算要求額が10億円以上の新規事業が新たに生じた場合は適宜作成	
9月	【ロジックモデル（概算要求額が10億円以上の新規事業、令和3年度概算要求時点で要求額10億円以上かつ新規要求であった継続事業及び公開プロセス対象事業）を公表】	
	・各局庁において、財務省への説明過程で、必要に応じてロジックモデルを活用	
12月	・各局庁において、ロジックモデル（概算決定ベース）を適宜更新	

2. 統計等データの提供要請等に対する対応

- (1) 広報評価課は、「データに関する総合窓口」に寄せられた要請のうち、統計的な利活用を目的とする要請について、データ保管・管理部局に回答の作成を依頼する。データ保管・管理部局の回答が不適切と認められる場合は、必要に応じて政策立案総括審議官に報告し、改善を指導する。また、農林水産省EBPM推進会議において対応状況を報告するとともに、各局庁の積極的な対応を促す。
- (2) 統計部は、統計法に基づく調査票情報の提供要請、オーダーメイド集計の要請に適切に対応するとともに、対応状況について、広報評価課に情報提供する。

3. 統計等データの整備・改善

- (1) EBPMの推進に必要なデータの整備に向け、各局庁は、デジタル戦略Gが農林水産省ウェブサイトで公開している行政保有データの棚卸リストへのデータの追加、紙媒体から電子データへの移行等を進める。
- (2) 統計部は、EBPMの実践的取組において、統計データの活用可能性についてアドバイスする。また、新たな証拠（エビデンス）の収集に当たり、ニーズを踏まえたアンケート調査の実施やビッグデータの収集・分析等を行い、各局庁を支援する。さらに、「統計データの利活用サポート窓口」を通じて、職員に対して、統計データの所在案内、統計データの組替集計の受付・提供、統計調査の調査票情報の提供、統計調査の設計支援等を行う。

4. 人材育成

- (1) 政策立案総括審議官は、職員のEBPMへの意識啓発や基本的・実践的知識の向上のため、外部有識者等を講師とする研修を実施する。
- (2) 統計部は、職員の統計データの利活用に関する能力の向上のために、データ分析・基礎的な統計に関する知識やデータ利活用の技術を習得するための研修を実施する。

5. 研究機関等との連携

EBPMの取組の推進に当たって、広報評価課及び各局庁は、必要に応じ、農林水産政策研究所等の研究機関及び内閣官房行政改革推進本部事務局の参考人と連携する。農林水産政策研究所は、EBPMの実践的取組において、証拠（エビデンス）の収集や効果分析の実施方法等について技術的な観点からアドバイスを行う。また、各局庁が自主的に行うことのできない専門的な知見を要する効果分析について、分析の実施可能性や分析方針等の検討を行い、可能なものについては分析を行う。さらに、効果検証に必要な高度な分析手法について、農業分野に応用した研究事例を整理する。